

**国土交通省近畿地方整備局と都市再生機構  
「災害対応の連携に関する覚書」を交換  
(地方整備局等との覚書交換は全国初)**

国土交通省近畿地方整備局と独立行政法人都市再生機構(以下、「UR都市機構」という。)は、災害等からの早期復旧のために相互に連携を図ることを目的とした覚書を交換しましたので、お知らせいたします。

これにより、発災時には必要に応じて近畿地方整備局災害対策本部にUR都市機構からリエゾンを派遣し、被災状況や応急復旧等の情報共有を行うと共に、平時には防災に関する訓練や連絡調整、情報共有等に相互協力することで、連携強化、防災力の向上を図ります。

記

- 1 覚書名 災害対応の連携に関する覚書(別紙参照)
- 2 交換日時 令和2年1月29日(水)
- 3 交換者 国土交通省近畿地方整備局 統括防災官 水野 浩次  
UR都市機構 災害対応支援室長 中村 陽介



写真左より  
国土交通省近畿地方整備局  
水野統括防災官  
UR都市機構  
中村災害対応支援室長

(お問い合わせ先)

UR都市機構  
本社 災害対応支援室  
(電話) 045-650-0483  
本社 広報室 広報課  
(電話) 045-650-0887

## 災害対応の連携に関する覚書

国土交通省近畿地方整備局（以下「甲」という。）と、独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）とは、災害対応の連携に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目的）

第1条 本覚書は、国土交通省近畿地方整備局管内で、地震・津波・風水害等異常な自然現象及び大規模な火災等により生ずる被害が発生又は発生が予想される場合（以下「災害等が発生した場合」という。）において、災害等からの早期復旧のために甲と乙が連携することを目的とする。

（被害情報の収集・伝達）

第2条 災害等が発生した場合は、相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

（リエゾンの派遣）

第3条 乙は、甲の要請があった場合又は乙が必要と判断した場合、甲の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

2 甲は、乙から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、第2条に係る連絡の体制を事前に定め、お互いに共有するものとし、変更が生じた場合、その都度に報告するものとする。

（平時の協力）

第5条 甲及び乙は、防災に関する訓練、連絡調整、情報共有等に当たって相互に協力し、連携強化、防災力の向上を図るものとする。

（有効期間）

第6条 本覚書の有効期間は、交換した日から令和3年3月31日までの期間とする。

2 前項に規定する期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも何ら申出のないときは、同一条件をもって本覚書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

3 本覚書交換後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、本覚書は廃止することができる。

(その他)

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議するものとする。

本覚書交換の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 国土交通省近畿地方整備局 統括防災官

乙 独立行政法人都市再生機構 災害対応支援室長